

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年6月から62年3月まで
② 昭和63年4月から同年6月まで

私は、20歳のときに勤務していた会社を22歳か23歳の頃に退職したが、その会社で厚生年金保険に加入していなかったことを知ったため、退職後すぐに市役所で国民年金の加入手続を行い、20歳からの国民年金保険料を遡って分割納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録の資格取得記録の処理日から、平成元年6月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点において、申立期間②の国民年金保険料は過年度納付が可能であり、当該期間前後の保険料は納付済みであることから、申立人が3か月と短期間である当該期間の保険料も納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①については、上記払出時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無いと述べており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和32年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月21日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においてC支社から本社への異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人の勤務履歴に関するB社の回答及び同社が保管する人事カードから判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和32年10月21日に同社C支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社における資格取得日について、昭和32年10月21日と届け出るべきところ、誤って同年11月1日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年4月1日から8年2月29日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から7年10月までは59万円、同年11月から8年1月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月1日から8年2月29日まで
② 平成8年2月29日から同年11月1日まで

A社で営業担当として勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額に見合う標準報酬月額より低くなっている。また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②の加入記録が無い。それぞれ記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から7年10月までは59万円、同年11月から8年1月までは50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年2月29日）より後の同年4月11日付けで、遡って6年4月から同年10月までは8万円、同年11月から8年1月までは9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人と同様に、平成8年4月11日付けで標準報酬月額が遡及訂正されている者が申立人のほかに二人いることが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間において同社の取締役であったことが確認できることから、申立期間を含む昭和60年4月1日から平成10年1月31日までの期間において雇用保険の加入記録があることから、従業員の身分で取締役を兼務していたことがうかがえる上、申立人を記憶している複数の従業員が、申立人は営業担当であったとしており、また、従業員の一人で代表取締役

の妻は、「夫はワンマン社長で、代表者印は自分で管理していた。申立期間①当時、会社の経営が悪化していたため社会保険料の滞納があり、夫は社会保険事務所との対応に苦慮していた。申立人は営業担当マネージャーであり、社会保険に係る届出等の事務に関する権限は無く、関与もしていなかった。」と供述していることから、申立人は、上記遡及訂正処理に関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から7年10月までは59万円、同年11月から8年1月までは50万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録によると、申立人がA社に勤務していたことは確認できるものの、同社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主及び他の取締役は既に死亡しており、また、複数の従業員も給与支給明細書等の資料を保有していないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立人は、当該期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、申立人は、代表取締役から、経営が苦しいので厚生年金保険から脱退する旨の説明を受け、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したとしていることから、申立人は、当該期間において、厚生年金保険の被保険者でなかったことを認識していたものと認められる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においてB工場から本社への異動はあったが、同社には継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社から提出された申立人に係る在職証明書及び「役職・所属・資格 来歴メンテ」から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和55年4月1日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和55年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。関連会社への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、オンライン記録によると、申立人の異動先であるB社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和43年10月1日とされていること、及び従業員の供述から判断すると、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年4月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年4月は2万2,000円、同年5月から同年8月までは1万4,000円、同年9月は1万6,000円、同年10月は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月6日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社及び同社の関連会社であるB社における給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和39年6月分から41年5月分までの給料支払明細書について、そのほとんどに事業所名の記載は無いものの、全て同一様式であることが確認できるところ、当該給料支払明細書の支給額欄に記載されている諸手当の金額及び申立人に係る厚生年金保険被保険者記録から判断すると、申立期間に係る当該給料支払明細書についてはA社により発行されたものであることがうかがえることから、申立人は、申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、適用事業所名簿によると、A社は、昭和40年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、同社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立期間において法人事業所であったことが確認できる上、複数の従業員の供述から、申立期間において少なくとも15人の従業員が同社に在籍していたことが認められることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる

保険料控除額から、昭和40年4月は2万2,000円、同年5月から同年8月までは1万4,000円、同年9月は1万6,000円、同年10月は2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 38 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 1 日から同年 12 月 30 日まで
A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における申立期間に係る標準報酬月額について、当初 38 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 6 年 12 月 30 日より後の 7 年 2 月 2 日付けで、6 年 10 月の定時決定の記録が取り消され、遡って 11 万円に減額訂正されていることが確認できる上、同社の事業主及び複数の従業員の標準報酬月額についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

一方、申立人は、A 社において経理担当であり、社会保険事務についても自身が行っていた旨供述している。

しかし、A 社において破産管財人を務めた弁護士の回答及び申立人が保有する「雇用保険離職証明書（事業主控）」により、申立人は、上記減額訂正処理が行われた当時、同社に勤務していなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る上記減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 38 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 44 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月1日から11年12月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、直前の標準報酬月額より低くなっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、当初 44 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 11 年 12 月 1 日より後の同年 12 月 27 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は、申立期間において同社の取締役であったことが確認できるところ、申立人は、同社においてB職として勤務し、社会保険の届出事務に関与していなかった旨供述している上、同社に係る保険料滞納処分票においても申立人の氏名は見当たらないことから、申立人は、上記減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る上記減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月3日から同年12月21日まで
② 昭和48年1月18日から50年4月21日まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②について、脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、申立期間①の前に勤務したC社については自分で脱退手当金の請求を行い受け取ったが、申立期間に勤務した2社については脱退手当金を受給していない。また、仮に脱退手当金を請求するなら、C社とA社の間に勤務したD社についても行うはずであるが、同社に係る脱退手当金の支給記録が無いのはおかしい。よく調べて、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が申立期間①より前に勤務したD社に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているところ、申立人が29か月も勤務した同社に係る被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

また、申立人が申立期間②に勤務したB社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日である昭和50年4月21日の前後各2年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす13名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人以外に支給記録がある者は1名と少ない上、当該者は、「会社を退職した際に、今まで掛けていた厚生年金保険料が無駄になると思い、脱退手当金を受給しようと思った。脱退手当金の請求手続は、自分が社会保険事務所（当時）に出向いて行った。」と供述していることを踏まえると、同社の事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したものとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年12月1日から41年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において本社からB支店C営業所への異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管する辞令簿及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和40年12月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和41年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したはずであるとしているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA会（現在は、B会）における資格喪失日に係る記録を平成2年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成2年8月及び同年10月を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月31日から同年8月1日まで
② 平成2年8月1日から同年11月11日まで

A会に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①において異動はあったものの、同会に継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、C事務局に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低くなっている。当時の控除額が分かる給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録、申立人から提出された給与明細書及びB会から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、A会及び同会の協力関係団体であるC事務局に継続して勤務し（平成2年8月1日にA会からC事務局に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特

例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人に係る資格喪失日は平成2年7月31日とされていることから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②のうち、平成2年8月及び同年10月について、上記給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②のうち、平成2年9月について、上記給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いものの、当該給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、前回の申立てでは、昭和40年4月から41年3月までの期間について申立てを行い、記録訂正が認められた。前回の申立てでは社会保険事務所(当時)の職員の助言に従い今回の申立期間については記録訂正の申立てはしなかったが、日本年金機構から送られてきたはがきを見て未納が気になり、申立期間の国民年金保険料は前回記録訂正された期間の保険料と同じ時期に納付しているのに未納とされたままにすることはできないと思ったので、申立てをすることにした。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所から国民年金保険料に未納期間があることを指摘されたため、昭和40年4月から41年3月までの保険料(前回あっせん)と一緒に申立期間の保険料を、申立人が居住している区の支所(当時)で、遡って納付したと述べていることから、その納付時期は40年4月以降と推認できるが、当該納付時点では、申立期間の保険料は過年度分となり国庫金として取り扱われることになるため、当該支所では納付することができず、申立人の主張とは符合しないほか、申立人は、申立期間の保険料の納付金額に関する記憶が明確でない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 11 月から 60 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月から 60 年 2 月まで
私は、昭和 59 年度 1 年分の国民年金保険料の領収証書を所持している。この領収証書には、申立期間を除き、昭和 60 年 3 月 14 日に納付したことを示す金融機関の領収印が押されているが、私は申立期間の保険料についても同日に納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年度 1 年分の国民年金保険料領収証書(12 枚)を所持しており、昭和 59 年 4 月から同年 10 月までの期間及び 60 年 3 月の領収証書には、同年同月 14 日に納付したことを示す領収日付印が押されているが、申立期間の領収証書には、領収日付印が押されていない。

また、申立期間は、昭和 62 年 11 月に被保険者資格記録が訂正されるまでは、国民年金の未加入期間として記録管理されていたことが当時居住していた市の被保険者名簿及びオンライン記録で確認でき、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄も、同様に申立期間に係る被保険者資格記録が訂正されていることから、申立人が申立期間の保険料を納付したとする 60 年 3 月 14 日時点では、国民年金の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の昭和 59 年度分国民年金収滞納一覧表(昭和 60 年 5 月 10 日作成)及び特殊台帳においても、申立期間は、国民年金の未加入期間として記録管理されていることが確認できる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年5月までの国民年金の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年5月まで

私は、夫に勧められ昭和48年4月に国民年金の加入手続を役場で行ったときに、窓口で「将来のためになるから400円の付加保険料を払っておきなさい。」と言われたので付加保険料を納付する手続も行い、国民年金保険料と付加保険料を一緒に納付していたはずである。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和49年6月に住所変更手続を行っているところ、申立人の特殊台帳の摘要欄には付加保険料の納付の申出を行ったことを示す「比49.6～」が記載されており、納付欄では同年同月から「比」印が押されていることが確認できるほか、申立人は、同年同月の付加保険料のみを納付した領収証書及び同年7月から同年12月までの付加保険料を含む国民年金保険料の領収証書を所持している。

また、申立人は、申立期間の一部を含む昭和49年4月から同年6月までの保険料を同年同月以前に居住していた市で納付した領収証書を所持しているが、この領収証書に記載されている金額は、当時の定額保険料900円の3か月分である2,700円であり、当該市の昭和49年度国民年金収滞納一覧表における「賦課区分」欄には定額保険料の納付を示す「1」が記載されているほか、「収滞状況」の1期（49年4月から同年6月まで）の各欄には定額保険料の納付額900円を示す「90」が記載されていることが確認できる。

さらに、当該市で作成された国民年金被保険者名簿では、「摘要」欄には、「48.4 受付」の記載があり、「所得比例制加入状況」（付加保険料の申出状況）欄の加入申出年月日は空欄となっており、「検認記録」欄では、昭和49年4月から同年6月までの保険料は定額納付を示す「定納」が記載されている。

これらのことから、申立人は昭和49年6月の転居後に付加保険料の申出を行い、同

年同月に付加保険料の納付を開始したものと推認でき、当該申出時点では、制度上、申立期間の付加保険料は納付することができない。

そのほか、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行ったとき、市役所職員から国民年金保険料は遡って納付することができると聞き、申立期間の2年分の保険料を金融機関で遡って納付した。受け取った領収証書を市役所へ提出すると、市役所職員は、その領収証書を当時市役所に預けてあった私の年金手帳に貼ってくれた。私は手帳を返却されていないが、その手帳を見れば申立期間の保険料を納付していたことが分かるはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和48年8月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点で申立期間のうち、46年4月から同年6月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるが、申立人は過年度分の保険料を遡って納付した際に、納められない期間があった記憶は無いと述べているほか、遡って納付した保険料額の記憶が明確でない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 平成 10 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

A社（現在は、B社）C支社D営業所に外交員として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においても同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、A社からの引継ぎデータにより、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたと回答しており、同僚も、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたと回答していることから、申立人が、申立期間において同社C支社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社は、「A社では、外交員の場合、成績が一定の基準に達しないと雇用契約から委託契約に切り替えることがあり、委託契約期間においては、社会保険から脱退させるという取扱いをしていた。このことから、申立人が申立期間において被保険者となっていないのは、委託契約期間であったためと推測する。また、厚生年金保険に加入させていない従業員から保険料を控除することはない。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立人と同様に、A社C支社における被保険者期間の途中で未加入期間が確認できる従業員5人に同社における厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、回答のあった外交員3人のうち、未加入期間については退職していたとする1人を除く2人は、同社同支社に勤務していた期間において営業成績が足りずに厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことがある旨回答しており、そのうちの1人は、未加入期間については、自身で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと供述している。そして、オンライン記録により、当該従業員は厚生年金保険の未加入期間について、国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認でき

る。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の被保険者記録と符合しており、申立期間について、雇用保険の被保険者となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月 1 日から 53 年 8 月 1 日まで
A社に店長として勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額より低くなっている。給与明細書等の資料は保有していないが、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していたA社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主の所在も不明である上、申立人は、申立期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料を保有していないことから、申立人の同社における給与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間において被保険者資格を有している従業員二人の標準報酬月額は、申立人より低いことが確認できるところ、当該二人の従業員は、申立期間当時、自身の標準報酬月額の約3倍又は4倍の給与が支払われていたと記憶していると供述していることから、同社では、申立期間当時、実際の給与額より低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことがうかがえる。一方、当該二人の従業員は、いずれも同社に係る給与明細書等の資料を保有していないことから、申立期間における厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿における申立人に係る標準報酬月額の記載内容等に不備な点は無く、標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な処理も見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月16日から36年1月6日まで

A社のB丸に乗船していた期間のうち、申立期間の船員保険の加入記録が無い。申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社を船舶所有者とするB丸に係る船員保険船舶所有者名簿によると、同船舶は、昭和35年11月29日に船員保険の適用船舶となっており、申立期間のうち、同年1月16日から同年11月28日までの期間は、適用船舶となっていないことが確認できる。

また、B丸の船籍地を管轄するC地方法務局が保管していた同船舶に係る船舶登記簿及びD運輸局E運輸支局が保管していた同船舶に係る船舶原簿により、同船舶は、昭和35年11月に進水したことが確認できることから、申立人が、同年11月より前に同船舶に乗船していたとは考え難い。

さらに、A社の事業主は既に死亡しており、同人から申立人の申立期間における船員保険の取扱いについて確認することができないことから、申立期間当時、同社に勤務していた当該事業主の次男に照会したところ、同人は、「同社は、もう大分前に無くなっており、当時の船員保険に関する資料も無い。申立人のことは知っているが、勤務期間等については分からない。」と供述している。

そこで、B丸に係る船員保険被保険者名簿により、連絡先が確認できる乗組員6人に申立人の同船舶への乗船状況及び船員保険の取扱いについて照会したところ、2人から回答があったが、1人は、申立人を記憶していないとしており、もう1人は、申立人を記憶しているものの、申立人の同船舶への乗船期間については記憶していないとしている。

加えて、申立人は、自身が申立期間においてB丸に乗船していたことを確認できる船員手帳等の資料を保有していない。

このほか、申立人の申立期間におけるB丸への乗船状況及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
雇用保険被保険者離職票のとおり、A社B支店における離職日は昭和 55 年 8 月 31 日となっており、離職日の翌日が厚生年金保険被保険者の資格喪失日となるにもかかわらず、実際の資格喪失日は同日となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された雇用保険被保険者離職票によると、申立人のA社B支店における離職日は昭和 55 年 8 月 31 日とされている。

しかしながら、A社B支店の業務を引き継いだC社は、「申立人に係る社員票（労働者名簿）には、退職日が昭和 55 年 8 月 30 日と記載されていることから、申立人は、申立期間においてA社B支店に勤務していなかった。」としており、また、同年 8 月 31 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した申立人から、同年 8 月の厚生年金保険料を控除することはないとしている。

また、上記社員票における退職日と上記離職票における離職日が相違していることについて、C社は、「A社B支店が、雇用保険の手続において、申立人の離職日を昭和 55 年 8 月 30 日と届け出るべきところを誤って同年 8 月 31 日と届け出たものであると思う。」としている。

さらに、C社は、「申立期間当時、A社は、最終勤務日を退職日として取り扱っていたと考えられるところ、昭和 55 年 8 月 31 日は日曜日で休日であり、前日の同年 8 月 30 日までが勤務日であったことから、同日を申立人の退職日としたのではないか。」としている。

これについて、厚生年金保険被保険者原票により、A社B支店で申立期間の前後各 5 年間において月末に退職した従業員が 17 人（申立人を除く。）確認できたが、いずれ

の者もC社の上記供述に係る取扱いどおりとなっている。

加えて、D厚生年金基金の加入員記録によると、申立人の資格喪失日は、上記被保険者原票における資格喪失日と同日の昭和55年8月31日とされている。

また、上記被保険者原票により、申立期間当時、A社B支店において被保険者記録が確認できる7人の従業員は、申立人のことを記憶しているものの、いずれの者も申立人の勤務状況等までは記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案24641（事案1618及び5054の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月18日から38年1月29日まで
② 昭和38年1月29日から同年4月1日まで

申立期間①については、過去二度にわたって脱退手当金を受給していないことを認めてほしい旨の申立てを行ったが、認められなかった。

また、申立期間②については、有給休暇を申請した期間であるので、その間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい旨の申立てを行ったが、認められなかった。

しかし、第三者委員会の審議結果に納得できないので、新たな証拠等は提出できないが、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、i) 従業員調査の結果から、申立期間①に係る事業所が代理請求していた可能性が高いと考えられること、ii) 社会保険事務所（当時）の一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどの理由から、既に年金記録確認A地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年2月25日付け及び同年11月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、年金記録確認A地方第三者委員会の審議結果に納得できないとし、申立てを行っているが、申立人から新たな資料や情報が得られず、同委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間②においてB社の従業員であったことは、同社が保管する社員名簿及びC健康保険組合が保管する被保険者

記録のいずれにおいても確認できず、当該資料から確認できる申立人の同社における在職期間及び同健康保険組合における加入期間は、厚生年金保険の加入記録と一致すること、ii) 申立人が申立期間②に有給休暇を取得したとする主張についても、確認できる資料等が見当たらないことなどの理由から、既に年金記録確認A地方第三者委員会の決定に基づき、平成21年2月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、年金記録確認A地方第三者委員会の審議結果に納得できないとし、申立てを行っているが、申立人から新たな資料や情報が得られず、同委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、申立期間に勤務したA社を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、
脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給
記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年5月17日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、上記事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和43年4月1日の前後各2年以内に資格喪失した者であって、A社において脱退手当金の受給資格を有する8名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む4名に支給記録が確認でき、当該4名全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求が行われていたことがうかがわれ、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求も受給もした記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 15 日から 48 年 3 月 31 日まで
年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和 48 年 11 月 13 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。